

(証券コード 6474)  
平成27年2月19日

株 主 各 位

富山市不二越本町一丁目1番1号

**株式会社 不二越**

代表取締役社長 本 間 博 夫

## 第132期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第132期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報告事項
1. 第132期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第132期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は、前期より2円増配して、1株につき8円と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。  
(1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法および「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。平成27年5月1日施行。以下「改正会社法」といいます。）の規定に基づき、取締役および監査役の責任を会社法の定める範囲で取締役会の決議によって免

除することができる旨の規定、ならびに業務執行取締役等でない取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設いたしました（定款第25条および第34条）。

なお、改正会社法の規定に係る部分の効力は、同法の施行日から生じる旨の附則を設けております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行いました。

#### 第3号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案どおり取締役に本間博夫、柴 功安、薄田賢二、堀 功、林 秀憲、小林昌行、井上 徹、古澤 哲の各氏が再選され、新たに塚原一男、本田文夫、保里忠孝の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に山崎昌一氏が新たに選任され、就任いたしました。

以 上

本總會終了後開催の取締役会において、役付取締役として取締役社長に本間博夫、常務取締役に柴 功安、薄田賢二、堀 功、林 秀憲、小林昌行の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、代表取締役として取締役社長本間博夫氏が選定され、就任いたしました。また、監査役会において、常勤監査役に岡田信雄、山崎昌一、山田 寛の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

当社役員の新陣容は次のとおりであります。

代表取締役社長	本 間 博 夫	取 締 役	古 澤 哲
常務取締役	柴 功 安	取 締 役	本 田 文 夫
常務取締役	薄 田 賢 二	取 締 役	保 里 忠 孝
常務取締役	堀 功		
常務取締役	林 秀 憲	常勤監査役	岡 田 信 雄
常務取締役	小 林 昌 行	常勤監査役	山 崎 昌 一
取 締 役	塚 原 一 男	常勤監査役	山 田 寛
取 締 役	井 上 徹	監 査 役	福 島 栄 一

(注) 取締役塚原一男氏は、社外取締役であります。常勤監査役山崎昌一、監査役福島栄一の両氏は、社外監査役であります。

執 行 役 員	浦 田 信 一	執 行 役 員	野 村 勇 三 郎
執 行 役 員	原 英 明	執 行 役 員	濱 本 智
執 行 役 員	藤 樫 茂	執 行 役 員	越 濱 哲 夫
執 行 役 員	後 藤 浩 志	執 行 役 員	坂 本 淳
執 行 役 員	赤 川 正 寿	執 行 役 員	黒 澤 勉
執 行 役 員	平 崎 太 喜 宏		

~~~~~

#### 期末配当金のお支払いについて

1. 銀行口座へのお振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認ください。
  2. 配当金領収証によりお受け取りの方は、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で、払渡期間中（平成27年2月20日～平成27年3月31日）にお受け取りください。なお、配当金領収証によりお受け取りの方にも「配当金計算書」を同封いたしております。
- \* 同封の「配当金計算書」は、確定申告の際の添付資料としてご使用いただけますので、お手元に保管ください。ただし、株式数比例配分方式をご指定の方は、確定申告の際の添付資料としてご使用いただけませんので、お取引の証券会社等へお問い合わせください。